

鹿 児 島 県 公 報

令和元年9月6日（金）第36号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件) (社会福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 3

公 告

- 令和元年度砂利採取業務主任者試験公告 (商工政策課取扱い) 3

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和元年9月6日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
泰江医院	奄美市名瀬古田町12-37	令和元年7月31日

鹿児島県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和元年9月6日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
はまさき耳鼻咽喉科	志布志市志布志町安楽2071-1	令和元年7月27日

鹿児島県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法

律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

令和元年9月6日

鹿児島県知事 三反園訓

事業者		事業所		指定年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
社会福祉法人そてつ会	指宿市山川福元4856番地1	岡村さん家居宅介護支援事業所	南九州市顛娃町別府4845番地3	令和元年8月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第344号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和元年9月6日

鹿児島県知事 三反園訓

氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
宮脇忍	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	令和元年7月1日	柔道整復

鹿児島県告示第345号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和元年9月6日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			取消年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションひなた	鹿屋市寿二丁目8番4号昭栄ビル1階	株式会社ひなた	鹿屋市寿二丁目8番4号昭栄ビル1階	有田さやか	令和元年8月26日	訪問介護

鹿児島県告示第346号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年9月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	小山田谷山線	日置市伊集院町竹之山字瀬戸頭448番1地先から443番1地先まで	前	27.0~37.0	68.4
			後	18.0~25.4	68.4

鹿児島県告示第347号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年9月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町3228番1地先から3200番3地先まで	前	11.5～18.2	161.5
			後	14.5～20.1	161.5

鹿児島県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和元年9月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月6日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町3228番1地先から3200番3地先まで	令和元年9月6日

大島支庁告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年9月6日

大島支庁長 松本俊一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
QOLEAD	奄美市名瀬長浜町25-17前ビル1F	特定非営利活動法人QOLEAD	奄美市名瀬長浜町26番13号（1F）	久保 初代	令和元年5月1日	就労継続支援B型

公 告

令和元年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年9月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 試験の期日
令和元年11月8日（金）午前10時から正午まで
- 試験の場所
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）
- 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
(1) 砂利の採取に関する法令

- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,100円
- 6 受験手続
(1) 提出書類等
ア 受験願書
イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
ウ 試験手数料（8,100円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）
(2) 提出書類等の提出先
鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
- 7 提出書類等の受付期間
令和元年10月1日（火）から同月29日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、令和元年10月29日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書の用紙の交付
受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 合格者の発表
合格者に対し、合格証を郵送して行う。
- 10 その他
試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2933）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第6号

平成31年3月15日付け監査第118号の監査結果に基づき、令和元年7月22日付け財第40号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年9月6日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大 藺 豊
同	酒 匂 卓 郎
同	前 野 義 春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
県立短期大学	報償費の支払が遅延しているものがある。（6か月以上2件、1か月以	1 再発防止の対策 報償費の支払について、平成30年度は、以下のとおり措置を講じた。

	上32件)	<p>(1) 入試手当 前年までは、大学入試センター試験、推薦入試、一般入試等全ての入試作業終了後にまとめて報償費の支払事務を行っていたが、事務の見直しを行い、平成31年1月19、20日に実施したセンター試験に係る報償費については、平成31年2月13日に支払った。</p> <p>(2) 実習謝金 実習受入校に受入実習生の評価に関する書類の早期提出を依頼し、平成30年度は約半数（25件）について実習終了後1か月以内に支払を完了した。 残り（29件）については、書類の提出に1か月以上かかったため、支払が実習終了後約2か月（うち1件は6か月後）になった。 このため、従来のお頭による書類の早期提出依頼に加え、新たに実習依頼文に書類の提出期限を明記することとした。</p>
かごしま県民交流センター	<p>報償費の支出について、適正でないものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根拠となる業務実績が確認できないもの等がある。（11件） ・ 平成29年度と同様、支給内訳書に不備がある書類により、決裁を行っているものがある。（31件） ・ 平成29年度と同様、支払が遅延しているものがある。（1か月以上4件） 	<p>1 再発防止の対策 事業担当課、会計担当課の職員を集め、以下の点について周知徹底を図った。</p> <p>(1) 事業担当課に対し、支払に係る根拠資料として、支給内訳書とともに、支給の根拠となる業務実績が確認できる資料を会計担当職員に提出するよう周知した。</p> <p>(2) 事業担当職員が支給内訳書を作成後、速やかに所属長の証明印を受領し、その後に日付の記入も行うよう周知した。 また、会計担当課においては、支給内訳書の押印及び日付の記載状況のチェックを更に徹底することとした。</p> <p>(3) 事業担当職員においては、事業完了後速やかに支払に必要な資料を会計担当者に提出するよう周知するとともに、事業担当課内でも支払状況の確認について努めることとした。</p> <p>(4) 上記内容について、事業担当・会計担当及び両課の管理監督者及び所属長が確認すべき事項を明確にしたチェックシートを作成し、会計伝票に添付することでチェック体制の強化を図ることとした。</p>
精神保健福祉センター	<p>平成29年度に支払うべき旅費を、平成30年度に支払っているものがある。（1件 38,097円）</p>	<p>1 再発防止の対策 庶務事務システムによる旅行命令の入力漏れ・入力誤りを防止するため、旅費事務担当者が外部債権者に同行する職員に旅行命令票を渡す際に、内容を相互に確認するとともに、月1回、庶務事務システムの旅行命令状況及び支払処理状況を旅行命令入力者と外部債権者に同行する職員の2人以上で確認すること</p>

		とした。
若駒学園	公用車の物品事故により、損害が発生している。 (1件 県負担額 361,800円)	1 再発防止の対策 (1) ハンドルを握ると目に付くよう車内に注意喚起のステッカーを貼付した。 (2) 職員に出発時の安全確認の重要性を周知するとともに出発の際は、必ず目視で前方及び後方の確認をするよう指示した。 (3) 職員朝会や職員研修等において、交通安全について注意を喚起した。
水産技術開発センター	交通事故により、公用車に損害が発生している。 (1件 県負担額 208,948円)	1 再発防止の対策 (1) 毎月開催している「定例部長会」において、所長が交通事故・交通違反について、毎回注意喚起しており、その内容を各部長が部員に周知している。 (2) 年度当初の「職員会議」において、所長が職員に対して交通事故・交通違反について、改めて注意喚起した。
農業開発総合センター	授業料について、納入が遅延しているものがある。(4か月以上1件)	1 再発防止の対策 授業料の文書督促は5月26日に行っており、その後も電話での督促を行っていたが、その記録を行うよう改めた。督促の時期を逸さないよう、随時財務会計端末で未収金がないか確認を行うこととした。 納期内納付については、これまでも保護者会や納付書の送付の際に依頼していたが、さらにホームルーム等においても呼びかけていくこととした。
	委託料の支出負担行為が遅延しているものがある。(8か月以上1件)	1 再発防止の対策 支出負担行為の遅延については、職員監査後職員会議等において指摘事項の内容について周知を行うとともに、書類作成等を早めるよう注意喚起を行った。
農業開発総合センター 大隅支場	委託料等の支出負担行為が遅延しているものがある。(6か月以上1件, 3か月以上1件, 1か月以上4件)	1 再発防止の対策 (1) 職員監査終了後、各研究室長等を通じて、指摘のあった内容について全職員に周知するとともに、職員会議において、適正な事務処理に努め、支出負担行為の時期が遅延することがないように注意を喚起した。 (2) 職員監査以降の事務処理に当たっては、必要な書類の早期の徴収に努め、支出負担行為が遅延が生じないように努めた。 (3) 令和元年度の委託事業については、前年度中に事業の実施時期等の事業計画について総務課職員が情報を把握し、支出負担行為が遅延しないよう執行管理を行っている。